

青梅市要介護認定等調査実施要綱

平成11年8月1日
実施

改正 平成27年5月7日

1 目的

青梅市の介護保険被保険者（以下「被保険者」という。）からの要介護・要支援認定申請に対する医療・保健・福祉の専門職員（以下「認定調査員」という。）が実施する調査について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 実施主体

調査の実施主体は、青梅市（以下「市」という。）とする。

3 対象者

認定調査の対象者は、被保険者とする。

4 認定調査

認定調査員は、青梅市長（以下「市長」という。）から調査の指示を受けたときは、速やかに対象者を訪問し、国が示す認定調査票（統一様式）により決められた手続に沿って認定調査を行い、その結果を速やかに市に提出しなければならない。

5 認定調査員の服務基準

- (1) 認定調査員は、市長が発行する青梅市認定調査員証（様式第1号）を必ず携帯すること。
- (2) 認定調査員は、職務の遂行に当たっては、この要綱に従い、かつ、市長の職務上の命令に忠実に従うとともに、全力を挙げてこれに専念しなければならない。
- (3) 認定調査員は、調査の際は言葉遣い、服務等を正しくし、応接は極めて丁重かつ親切に行わなければならない。
- (4) 認定調査員は、その信用を傷つけ、またはその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- (5) 認定調査員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

6 認定申請

- (1) 要介護・要支援認定に必要な認定調査を受けようとする者は、青梅市介護保険規則（平成12年規則第28号）第17条に規定する介護保険要介護（更新）認定・要支援（更新）認定申請書または同規則第18条に規定する介護保険要介護認定・要支援認定区分変更申請書を市長に提出するものとする。
- (2) 市長は、申請者の利便を図るため、家族、指定居宅介護支援事業者、指定介護保険施設等を経由して前号に規定する申請書を受理することができる。

7 研修

市長は、認定調査員の資質の向上を図るため、研修を行う。

8 認定調査員の遵守事項

認定調査員は、この要綱のほか、法令その他の定めを遵守するものとする。

9 認定調査の委託

- (1) 市長は、東京都の指定を受けた居宅介護支援事業者または介護保険施設（以下「受託者」という。）に対して、認定調査を委託することができる。
- (2) 前号の委託をする場合にあっては、市長は、受託者に適切な認定および個人情報保護に関する必要な措置を求めるものとする。
- (3) 市長は、受託者が受け持つ調査対象者について、一定期間ごとに受託者に代わって当該対象者にかかる調査を行わなければならない。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

11 実施期日

この要綱は、平成11年8月1日から実施する。

12 経過措置

この要綱の一部改正は、平成27年5月7日から実施する。
様式（省略）